



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ  
代表取締役社長 松 岡 秀 紀  
(証券コード:2345)東証マザーズ  
東京都中央区築地一丁目 13 番 14 号  
(お問い合わせ先)執行役員管理本部長 内山 富士子  
電話 03-5148-0400

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の趣旨および目的

- (1) 当社は、第 12 期（平成 20 年 3 月期）末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会、会計監査人を設置いたしたく、定款の一部変更と、第 26 条（常勤の監査役）、第 27 条（監査役会の招集通知）、第 28 条（監査役会規程）、第 29 条（会計監査人の選任）、第 30 条（会計監査人の任期）を新設するものであります。
- (2) 上記の変更に伴い条数等につきまして変更を行うものであります。
- (3) 第 12 期より連結決算となっていることから、インターネット開示内容として連結計算書類を明記する修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 効力発生日

平成 20 年 6 月 18 日（弊社第 12 回定時株主総会開催予定日）

以上

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役を置く。</p>	<p>(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、<u>監査役会、会計監査人</u>を置く。</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類</u>、及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役</b></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第26条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第28条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><u>(選任)</u> 第29条 会計監査人の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算 第26条～第29条</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b> 第<u>31</u>条～第<u>34</u>条に繰り下げ</p>